

質 問 票

日本では、ワクチン接種率の高まりに伴い、新規感染者数も減少してきたことから、都道府県ごとに、ワクチン接種証明を条件に施設等の利用人数制限などの緩和が進められています。

本県においても、今後、飲食店や観光施設、イベント等の来場規制緩和において、ワクチン接種証明を求めていく必要があると考えており、その確認ツールに、新型コロナウイルスのワクチン接種などの証明書に関するEU共通の枠組み「EUデジタルCOVID証明書」のQRコードを加えることで、EUをはじめとした当該システムを導入している国・地域から来県した外国人観光客が、新たに別の証明書を取得する必要なく、本県で取得済みの証明書（QRコード）のみで本県を周遊できることから、利便性の向上が図れるものと考えています。

こうしたことから、本県において、「EUデジタルCOVID証明書」のQRコードの有効性確認を行うシステム導入を検討しており、以下の事項についてご教示をお願いいたします。

○国レベルではなく自治体レベルで、当該システムを活用することが可能かどうか。

可能であれば、県として事前にどのような事務手続き、費用が必要となるのか。

（事前協議、契約締結、契約金の支払い等が考えられる）

日本の地方自治体が当該システムを独自に活用することは困難だと考えられます。

当該システムは、ヨーロッパレベルで、EU加盟国間の協議を経て開発されたものです。EUのサービスは、加盟国間はもちろんのこと、EU以外の国との相互運用性を推奨していますが、相互運用に関しては、特定の自治体とではなく、国レベルでの合意がなされています。

例えばフランスでは、当該システムを国が開発または認可しています。衛生パス（フランスにおけるワクチンパスポート。QRコードが付されたデジタル証明書、またはQRコードが付された紙の証明書）の確認に使用できるのは、国が開発したTousAntiCovid Verifアプリケーション、またはアレテ（行政命令）で定められた手順に従って保健省が認可した読み取りアプリケーションのみです。これらのアプリケーションは、データへのアクセス制限、データ保持の禁止、EU一般データ保護規則（GDPR、General Data Protection Regulation）への準拠など、プライバシーに関する法令で定められた権利保障規程に準拠できるように開発されています。EUデジタルCOVID証明書のQRコードに関する技術仕様は公開されており、他のアプリケーショ

ンでも QR コードに含まれるデータを読み取ることは技術的には可能ですが、プライバシーに関する法令などに準拠することなく他のアプリケーションを衛生パスの認証業務に使用することは固く禁じられています。

EU デジタル COVID 証明書の技術仕様は以下のサイトでご覧いただけます。

https://ec.europa.eu/health/ehealth/covid-19_en

(関連情報)

<https://www.cnil.fr/fr/covid-19-questions-reponses-sur-le-passe-sanitaire-et-lobligation-vaccinale>

<https://gitlab.inria.fr/tousanticovid-verif>

<https://www.pubaffairsbruxelles.eu/the-eu-digital-covid-certificate-a-global-standard-with-more-than-591-million-certificates-eu-commission-press/>

○当該システムを導入する国・地域内の美術館や飲食店等が、当該QRコードの読み取りを行う際には、スマートフォン上のアプリをダウンロードするだけで確認が可能となるのか。それ以外の手続きや機器導入などは不要か。

フランスで利用されている TousAntiCovid Verif アプリケーションは、誰でも App Store や Google Play Store から無料でダウンロードできますが、その使用は法的に規制されており、施設の管理者から特別に許可された担当者限定されています。また、担当者の身分、権限を与えられた日付、および担当者が QR コードを読み取り確認した日時を記載した登録簿を作成しなければなりません。

TousAntiCovid Verif を不適切に使用した場合、45,000 ユーロの罰金および1年の懲役刑を科せられます。

(関連情報)

<https://demarchesadministratives.fr/actualites/tousanticovid-verif-comment-fonctionne-l-application-utilisee-par-les-professionnels>

<https://www.francenum.gouv.fr/comprendre-le-numerique/tousanticovid-verif-professionnels-comment-utiliser-lapplication-de>

○富山県の飲食店等においても、アプリの取得など同様の手続きを行うだけで、QRコードの読み取り、証明内容の確認が可能となるのか（表示言語は外国語であると思われるが）

当該システムが開発・提供された法的枠組みを遵守する必要がありますので、フランス当局が開発した公式アプリケーションを、事前の相談なしに使用することはできません。

TousAntiCovid Verif アプリケーションを担当する部署は、連帯・保健省の保健総局となりますが、最初のご質問に対する回答のとおり、日本の地方自治体が当該システムを独自に活用することは困難だと考えられます。

宛先：

Monsieur le Directeur général de la Santé
Direction générale de la Santé
14, avenue Duquesne
75 350 Paris 07 SP

メールアドレス：

tousanticovid-rgpd@sante.gouv.fr

○以後、問い合わせを行う場合のEU側の窓口及び連絡先

EU デジタル COVID 証明書に関する質問のための連絡先のメールアドレスは以下のとおりです。なお、証明書の有効性を確認するためのシステムの導入については、国レベルでの合意が求められることから、国の関係機関を通じて問い合わせを行うのが望ましいと考えられます。

EU-DIGITAL-COVID-CERTIFICATE-COMMITTEE@ec.europa.eu